8. 資料

① 子育て支援制度をご存知ですか

児童手当など

家庭と子どもの幸せのための **児童手当** などはご存じですか?

豊かで活力ある社会を将来にわたって維持していくためには、これからの未来を支える子どもたちが、心も体も健やかに育ち、幸せになることが不可欠です。
そのためには、家庭における生活の安定が一番!
子育てにかかる費用の一部を、支給·助成する児童手当などの制度があります。これらの制度は、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方々の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することが目的です。

これらの制度はいずれも申請して、認定されないと受けることはできません。また申請前にさかのぼって受けることはできません。
制度によってそれぞれ所得制限をはじめ、いくつか受けるための条件があります。所得制限については制度ごとの別表を参考にして下さい。また、制度は改正されることもあります。詳しくは問い合わせ下さい。

問い合わせ

稲城市子育て支援課 手当助成係

電話 042-378-2111 内線 232、236

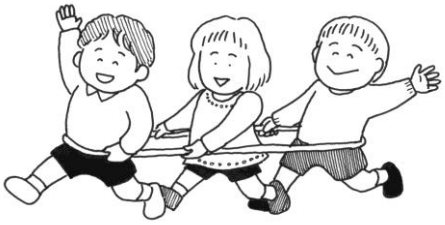

② 児童憲章

制定日 昭和 26 年 5 月 5 日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

- **児童は、人として尊ばれる。**
- **児童は、社会の一員として重んぜられる。**
- **児童は、よい環境の中で育てられる。**

1. すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

③　虐待とは

注意深く見守って下さい。

　たとえ親からの愛情で行なわれた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、結果的には「虐待」であるといえます。皆さんの目からお子さんの関わりをみて「おかしい、やりすぎてはいないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。ときには子どもの命にかかわる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差しのべるために、社会全体の協力が求められています。

Q、もし…虐待でなかったら？

A、虐待と疑われるときは通報しなければならない義務があります。

虐待でなくても、推察でよいのです。報告が、法的に義務付けられています。

【虐待が疑われる時の通報先】

◎　多摩児童相談所　　多摩市諏訪 2−6　　℡042-372-5600（9:00～17:00）

※休日、夜間は東京都児童相談センター　　03-5937-2330

◎　稲城市子ども家庭支援センター　　稲城市東長沼 2115-2　3F　℡042-378-6366

分　類	定　義	例えば…
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど。
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど
ネグレクト（養育の拒否や放置）	児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じ込めるなど。
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、むりじいするなど。

（「児童虐待の防止等に関する法律」第２条児童虐待の定義から）

自転車に子どもが乗る時は、ヘルメット着用！

子どもを乗せた自転車の事故は多いです。
「走っているときに他の自転車にぶつかりそうになった」
「子どもを乗せようとして(降ろそう)としたときにグラッと倒れた」・・・
などなどドキッまたはヒヤッとしたことはありませんか。
平成２０年６月道路交通法改正により児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童、幼児を自転車に乗車させるとき、補助椅子などで同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。と書かれています。
きちんと守って、事故を未然に防ぎましょう。

乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。

一般自転車

16 歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に６歳未満の幼児を１人に限り乗車させることができます。
※さらに運転者は幼児１人を子守バンド等で背負って運転できます。

２人同乗用自転車

16 歳以上の運転者は、幼児２人を同乗させることができる特別の構造又は装置を有する自転車（幼児２人同乗用自転車）に６歳未満の幼児２人を乗車させることができます。
※幼児２人を乗車させた場合、運転者は幼児を背負って運転することはできません。

自転車損害賠償保険等への加入(義務)　令和２年４月より

自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車利用者に保険等への加入が義務化されました。
また、自転車に乗る人はヘルメットの着用が努力義務になりました。

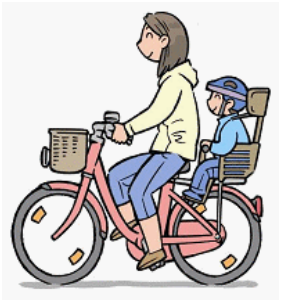

④　ファミリー・サポート・センターとは

急な残業で保育園の迎えが間に合わない朝早く出勤しなくてはならず、保育園への送りができない、子育ても一段落したし、地域で人の役に立つことをしてみたい、ファミリー・サポート・センターはそのような気持ちに応える会員組織です。ファミリー・サポート・センター事業は、厚生労働省と東京都の補助事業です。育児の援助を行いたい方（提供会員）と援助を受けたい方（依頼会員）から なる会員組織です。会員同士で地域において育児の援助活動を行います。アドバイザーやサブ･リーダーが依頼会員からの依頼に応じ、提供会員を紹介します。（援助活動の調整）会員は事故に備え、（財）女性労働協会を保険契約者とするファミリー･サポート センター補償保険に一括加入します。（保険料はセンターが負担します。）

ファミリーサポートセンターのしくみ

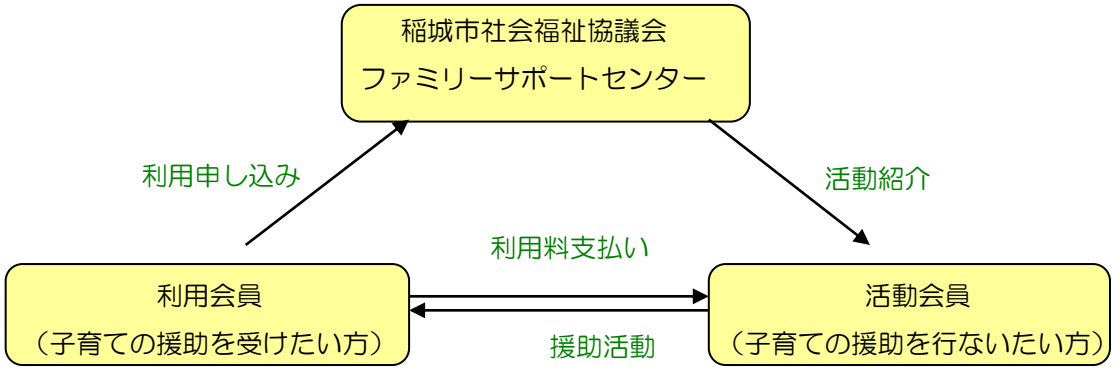

育児サービスの内容

- 保育園の保育開始前や終了後に子どもを預かること
- 保育施設までの送迎を行うこと
- 学童保育終了後、子どもを預かること
- 学童保育終了後や学校の放課後、子どもを預かること
- 子どもが軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子どもを預かること
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
- 買い物等の外出の際、子どもを預かることなど

連絡先

〒２０６－０８０４
東京都稲城市百村７　福祉センター内
TEL/FAX　０４２－３７８－５５５１

開所日：月曜日～金曜日（土日・祝日はお休み）
開所時間：午前９時～午後５時まで

【MEMO】